

議案第 21 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日 提出

旭市長 米本 弥一郎

記

- 1 取得財産 学習用タブレット端末等
- 2 取得金額 1億6,852万7,700円
- 3 取得の相手方 千葉県稲毛区轟町4-8-19
富士電機ITソリューション株式会社
千葉支店 支店長 福永 志保